

# 年間 150 万円 最長 5 年間の給付

## 新規就農者育成のため国と一体となった支援策

町では、新規就農者の確保・育成を進めるため、経営が軌道に乗るまでの間、青年就農給付金を活用しながら、後継者の農業技術の向上や経営ノウハウの習得を図っています。

青年就農給付金は、農業経営者として必要な知識・経験を培い、5年後の経営発展農業者（認定農業者）を目指す人づくりのため支援するもので、年間150万円（最長5年間）を給付します。

町は、給付対象者について、次のとおり要件などを定め適正な給付に努めます。

### 〔給付要件〕

給付には、次に示す要件を全て満たす必要があります。

○町内に居住し就農すること

○認定新規就農者に認定されること

こと

○人・農地プランに位置付けられた中心経営体であること

○原則45歳未満の意欲ある専業農業者で、国民健康保険へ加入すること

○経営計画書を作成し、次の項目を全て満たすこと

・農地を所有、または貸借権を有すること

・農業に関する機械・施設などを所有または貸借すること

・生産物や生産資材などを本

人名義で出荷取引できること

・生産物の売上や経費の収支を、本人名義の通帳、帳簿で管理できること

・親元就農の場合でも、新規参入者並みの経営リスクを負い、親の経営から独立した部門経営を開始したときから給付を受けることができます。生活保護受給者や、次の項目に該当する方には給付できません。

・雇用保険期間中である

・雇用契約を結び、雇用保険や社会保険へ加入している

・配偶者が社会保険であり、その扶養者である

・その扶養者である

・その扶養者である

・その扶養者である

・その扶養者である

### 〔給付金の中止や返還〕

適正な就農を行っていない場合（農作業に必要な作業などを怠る）や虚偽の申請などを行った場合、給付金の中止や返還などを求めます。

町では、現在19名の農業者が青年就農給付金事業の活用によって、農業経営者として頑張っています。今後も、本事業の活用と新規就農者の育成を図ります。

### ◎問い合わせ先

役場農林課農政係

☎（88）5670「直通」



## 町長動静 12月

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 1日  | 太陽の里指定管理委員会（役場）             |
| 2日  | 京セラ陸上部佐藤監督訪問（霧島市）           |
| 3日  | 総合運動公園整備検討委員会（役場）           |
| 5日  | 農業委員会建議書提出（役場）              |
| 7日  | 町村会理事會（鹿児島市）                |
| 8日  | 長島フェスタ（町総合体育館）              |
| 9日  | 子宝お祝い金支給（役場）                |
| 10日 | 人権の花開校式（田尻小）                |
| 11日 | 経済産業省職員との地方創生交流会（町開発総合センター） |
| 12日 | 鳥インフルエンザ対策本部会（役場）           |
| 13日 | 獅子島中学校県庁訪問（鹿児島市）            |
| 14日 | 課長会（役場）                     |
| 15日 | 長島町議会12月定例会（役場）             |
| 16日 | 町長相談（大字川床沿岸集落）              |
| 17日 | 商工会小学生なわとび大会（町総合体育館）        |
| 18日 | 県土地改良事業団連合会理事会・意見交換会（鹿児島市）  |
| 19日 | 東町漁協水産振興意見交換会（鹿児島市）         |
| 20日 | 大字平尾交流会（老人憩いの家）             |
| 21日 | 東町漁協新年度予算要望（役場）             |
| 22日 | 建設新聞取材（役場）                  |
| 23日 | 職員アイデア審査会（役場）               |
| 24日 | 阿久根地区消防組合議会（阿久根市）           |
| 25日 | 課長会（役場）                     |
| 26日 | 仕事納め式（役場）                   |